

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 北海土建工業株式会社  
法人番号: 1430001053787  
住 所: 北海道苫小牧市栄町2丁目1番27号
2. 指名停止措置期間: 令和2年12月10日から令和3年3月9日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 北海道地方測量部管内

4. 事実概要:

北海土建工業株式会社の元専務は、北海道胆振総合振興局が発注した厚真町の農業土木工事で、非公開の工事価格漏洩等に関与したとして、令和2年11月4日、北海道警察に談合容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である北海土建工業株式会社の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)